

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター就業基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の基本理念及び就業規約に基づき、より多くの会員に就業の機会を提供することを目的とする。

(対象となる業務)

第2条 この要綱の対象となる業務及び就業場所は、適正就業検討委員会において指定するものとする。

2 前項の規定により指定した場合は、理事会に報告するものとする。

(就業期限)

第3条 就業期限は、発注者との契約に基づき1年以内とし、次年度も継続する見込みのあるときは、その期限を更新することができるものとする。

2 就業の更新を繰り返すことの出来る期限は最長5年を限度とする。ただし、就業を希望する会員のいない場合は、この限りではない。

3 就業時間及び日数は、原則として次の各号に定めるところによる。

(1) 1日の就業時間は、8時間以内とする。

(2) 1か月の就業日数は、13日以内とする。

(3) 月別または季節的に変動のある職種については、年間160日を超えない範囲において、1か月の就業日数は、13日を超えることができる。

4 就業期限の基準日は、4月1日及び10月1日とする。

5 就業開始の際は、当該会員に対してあらかじめ就業期限確認書（別紙様式第1号）を交付する。

6 就業期限の満了となる会員に対して、事前に就業期限満了通知書（別紙様式第2号）を交付し、就業期限について通知する。

(就業の終了)

第4条 会員は、センター就業規約第8条に規定する事項のほか、就業上その適性を欠くに至ったときは、就業期限前であってもその就業を終了する。

2 前項により就業を中止する時は、必要に応じ業務部会に意見を求めるものとし、就業を中止した会員に対しては、適正を判断し、可能と思われる他の就業機会の提供に努めるものとする。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度理事会において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 旧岩槻市の社団法人岩槻市シルバー人材センター就業基準要綱（以下「旧岩槻市要綱」という。）附則適用者については、第3条第2項の規定にかかわらず就業期限は、平成18年3月31日までとする。
- 3 旧社団法人岩槻市シルバー人材センター（以下「旧岩槻市SC」という。）会員で、旧岩槻市要綱附則適用者以外の会員の、同要綱施行日以降における就業期間の算定については、旧岩槻市SC会員であった期間を通算して第3条第2項の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日現在において別表1に定める業務に就業している会員で、次表に掲げる継続就業年数欄に該当する会員については、第3条第2項の規定にかかわらず同表の就業期限欄に定めるそれぞれの就業期限とする。

区 分	継続就業年数 (平成18年4月1日現在)	就業期限
1	7年以上の就業者	平成18年9月30日
2	5年以上の就業者	平成19年9月30日
3	3年以上の就業者	平成20年9月30日

- 3 前項の継続就業年数を算定するにあたっては、就業を開始した年度は含めないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する改正前の公益法人さいたま市シルバー人材センター就業基準に関する要綱別表1に規定する対象業務及び就業場所は、改正後の公益法人さいたま市シルバー人材センター就業基準に関する要綱第2条第1項の規定により適正就業検討委員会が指定し、同条第2項の規定により理事会に報告したものとみなす。

就業期限確認書

会員番号	
氏 名	様
就業場所	
就業内容	
基 準 日	年 月 日
就業期限	年 月 日
<p>1. 就業期限とは、繰り返し更新できる期限で、基準日から最長5年を限度とし、会員個人の就業を保障する期限ではありません。</p> <p>2. センター及び発注者の都合により、契約を途中で打ち切ることもあります。</p> <p>3. 発注者より就業交代の申し出があった場合、就業を打ち切ることもあります。</p> <p>4. 就業態度、会員間のトラブル等により、業務に支障がある場合は、就業を中止する場合があります。</p> <p>5. シルバーの理念である「自主・自立」「共働・共助」を常に心掛け、誠実に業務を履行することが大切です。</p>	

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
理事長

年 月 日

就業期限満了通知書

会員番号	
氏 名	様
就業場所	
就業内容	
基 準 日	年 月 日
就業期限	年 月 日

上記のとおり通知いたします。

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

理事長

㊟